

公益社団法人北海道社会福祉士会旅費・日当等の支払細則

細則第6号

2013年4月1日制定

2016年10月22日一部改正

2021年10月23日一部改正

2025年10月18日一部改正

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）費用弁償に関する規則（規則第3号）および本会謝金等支払規程（規程第15号）の規定に基づき、旅費・日当等の支払いを受ける場合の基準を明らかにすることを目的とする。

(役員等の責務)

第2条 各会議等を招集する役員は、会員が出席しやすいよう招集時期、開催時間帯、場所等を配慮するものとする。

(会員の責務)

第3条 会員はできる限り安価な手段を用いるよう努めるものとする。

2 やむを得ず自家用車を使用する際は安全運転に努めるものとする。

(役員等の交通費)

第4条 役員等の交通費は、実費を支給する。

2 交通費は、役員等の現住所を起点として、公共交通機関を利用し最短経路による実費を旅費請求書に基づき支給する。

3 タクシーレンタカー代は、やむを得ない場合を除き、原則として支給しない。

4 早割航空運賃、都市間高速バス、宿泊パック等の割引運賃を優先する。なお、会の都合により航空券等を変更する必要が生じた場合は、手数料を支給する。

5 飛行機のスーパーシート、鉄道のグリーン料金等の上級オプション料は支給しない。

6 自家用車を使用する場合は、次のいずれかに該当する場合に限り、旅費請求書に基づき燃料費1kmにつき10円を支給する。なお、高速道路を利用する場合は最短経路による実費を加算する。

(1)公共交通機関の利用が困難な場合

(2)その他必要と認められる場合

- 7 前項の規定に基づき自家用車を使用に伴う駐車料金については、第4項の割引運賃を超えない範囲で支給することができる。
- 8 災害時等公共交通機関が止まっている場合等、やむを得ない場合は、この限りではない。

(講師等の交通費)

第5条 講師等の交通費は、実費を支給する。

- 2 交通費は、原則として、講師の現住所を起点として、公共交通機関を利用し最短経路調査に基づき支給する。
- 3 タクシー代は、必要に応じ支給する。
- 4 原則として最も経済的な方法（早割航空運賃、宿泊パック等）での利用を要請する。
- 5 飛行機のスーパーシート、鉄道のグリーン料金等の上級オプション料金は、会長の判断により必要に応じて支給する。

(役員等の宿泊費)

第6条 役員及び講師等の宿泊費は、会員又は非会員に関わらず次の金額を上限として実費を支給する。ただし、会務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊費の上限を超える場合には、3,000円を限度としてその差額を支給する。

(1)会務出席宿泊費

東京都	1泊 16,000円
東京都以外	1泊 10,000円

- 2 前項に定める宿泊費には、宿泊施設が提供する室料、サービス料、食事代、消費税及び地方公共団体が条例により課す宿泊税その他類似の地方税を含むものとする。

(講師の飲食費)

第7条 講師の飲食費は、次の金額を上限として実費を負担する。ただし、懇親会については、1次会に限る。

区分	昼食代	懇親会(1次会のみ)
外部講師(非会員)	1,000円	5,000円
内部講師(会員)	1,000円	なし

(日当)

第8条 日当は、次の基準により支払うものとする。なお、支払方法は必要に応じて交通費、宿泊費に加算し、合算した額を旅費として支給する。

(1)外部委員(非会員)の日当

区分	金額
外部委員(非会員) 報酬を受ける場合を除く	2,000円

(2)その他会長が特別に日当支給を承認した会務

会員、非会員に関らず一律	1日 2,000円
--------------	-----------

(3)本会及び支部が主催する研修会のうち、外部講師を招聘し、かつ、宿泊を伴う場合

講師一律	1日 2,000円
------	-----------

(4)会員が本会及び支部が主催する事業に従事する場合

拘束時間が2時間以上4時間未満	1日 500円
拘束時間が4時間以上	1日 1,000円

2 日当を支給した事業については、食事(弁当など)を提供しない。

附 則

- 1 本細則は、本会の設立の日から施行する。
- 2 この細則は、2013年7月20日から施行する。なお、改正後の規定は、2013年4月1日から適用する。
- 3 この細則は、2016年10月22日から施行し、改正後の条文については、2017年4月1日から適用する。
- 4 この細則は、2021年10月23日から施行し、改正後の条文については、2022年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、2025年10月18日から施行し、改正後の条文については、2026年4月1日から適用する。